

平成 27 年第 2 回紀の川市議会定例会 第 3 日

平成 27 年 6 月 24 日（水曜日） 開 議 午前 9 時 28 分
散 会 午後 2 時 03 分

◎議事日程（第 3 号）

日程第 1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第 3 号）のとおり

○出席議員（21 名）

1 番 並 松 八 重	2 番 太 田 加 寿 也	3 番 船 木 孝 明
4 番 中 尾 太 久 也	5 番 仲 谷 妙 子	6 番 大 谷 さ つ き
7 番 石 脇 順 治	8 番 中 村 真 紀	9 番 榎 本 喜 之
10 番 坂 本 康 隆	11 番 森 田 幾 久	12 番 村 垣 正 造
13 番 竹 村 広 明	15 番 西 川 泰 弘	16 番 堂 脇 光 弘
17 番 室 谷 伊 則	18 番 上 野 健	19 番 石 井 仁
20 番 川 原 一 泰	21 番 杉 原 勲	22 番 高 田 英 亮

○欠席議員（0 名）

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	田 村 武
市長公室長	林 信 良	企画部長	森 本 浩 行
総務部長	竹 中 俊 和	危機管理部長	上 山 和 彦
市民部長	中 邨 勝	地域振興部長	森 田 英 嗣
保健福祉部長	服 部 恒 幸	農林商工部長	岩 坪 純 司
建設部長	福 岡 資 郎	国体対策局長	榎 本 守
会計管理者	森 脇 澄 男	水道部長	田 村 佳 央
農業委員会事務局長	米 田 昌 生	教育長	松 下 裕
教育部長	稲 垣 幸 治	企画部財政課長	杉 本 太

○議会事務局職員

事務局長	城 山 義 弘	議事調査課長	中 野 朋 哉
議事調査課課長補佐	岩 本 充 晃	議事調査課係長	藤 田 郁 也

（開議 午前 9時28分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第2回紀の川市議会定例会、3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（高田英亮君） 日程第1、きのうに引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、8番 中村真紀君の一般質問を許可します。

中村真紀君。

はじめに、子どもの安全を守るための質問をどうぞ。

○8番（中村真紀君）（質問席） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

一つ目は、子どもの安全を守るためにということです。

一つ目は、地域安全マップについて、質問します。

ことし2月、紀の川市において痛ましい事件が起きました。しかし、このことが忘れられ、風化させてしまっているといけないということで、この質問をします。事件の起こった地域では、まだ関心が持たれ、地域の交番の連携して見守りがされるようですが、ほかの地域ではどうでしょうか。登下校時には、地域の方が立って見守っていただいているのですが、下校後遊んでいるときまではお願いできません。子どもたちが遊ぶ場所というのは、大人にはわからない場所や予想外の場所を通ったりするものです。もし、そういうところで何かが起こった場合は、なかなか見つけられません。そして、地域によっては、子どもたちと地域の結びつきが薄いところもあります。そういう地域では、地域住民が進んで何か行動を起こすということは難しいと思います。子どもたちに危険箇所を教えたり、話し合いながらPTAやボランティア等と協力し、子どもと地域住民がみずからの手で危険箇所等を記載した安全マップを作成できないかと考えます。

二つ目は、通学路の安全確保についてです。

私が直接聞いた身近なところだけでも、京奈和道の紀の川インターチェンジの南側の点滅信号や東貴志小学校付近の通学路になっている交差点など聞いています。また、市内各地にある農業に伴う水路も危険箇所となっています。農業と両立していかなければならない地域として仕方がないことなのかもしれませんが、高低差の大きいところもあるので、小さな子どもは特に危険かと思われます。

こうした地域住民にしかわからないような危険箇所への対策はどうされるのかというこ

とをお聞きします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 上山和彦君。

○危機管理部長（上山和彦君）（登壇） おはようございます。

それでは、中村議員の御質問にお答えいたします。

子どもの安全を守るために、「地域安全マップ」と、それから通学路の安全確保につきまして、対策や活動内容等の関連性がございますので、あわせて御答弁させていただきたいと思います。

議員お説の「地域安全マップ」につきましては、子どもの安全を守るため、子ども自身が地域の危険な箇所を理解し、危険を回避するために、それぞれの地域の現状把握は非常に重要でございます。

市内の一部の地域では、地域コミュニティ活動の一環として、毎年、通学路を児童と保護者たちが一緒に歩き、危険な場所の見つけ方や危険な理由、また子どもが不審者から逃げる具体的な方法等、危険を予測する力の育成について、警察関係者等より直接指導を受け、交通安全や防犯の意識高揚を目的に「地域安全マップ」活動が実施されていると聞いてございます。

交通安全であれ、防犯であれ、地域の危険であると思われる箇所は、地域住民の方々が最も承知されているところでございます。何よりも重要なのは、子どもの安全を守るために、保護者、学校、そして地域ぐるみで「地域の子どもは地域で守る」意識づけであると考えてございます。今後、さらに、このような地域活動が広がっていくように、危機管理部をはじめ関係部署で連携をとり、安全・安心な地域づくりを進めるところでございます。

次に、通学路の安全確保についてでございますが、まず、交通安全指導及び啓発につきましては、市内交通指導員や地域スクールサポーターのほか、一般の住民の方々の御協力をいただき、特に毎月1日、15日を含む行事や事件等発生時には、児童・生徒通学時間帯に街頭指導を行っていただき、子どもの安全な通学はもちろん、交通マナーの意識づけに積極的な活動をしていただいております。

また、交通安全教育活動といたしまして、岩出警察署、紀の川市交通指導員会等と協力し、保育所、小・中学校で交通安全指導を毎年開催してございます。特に、交通安全母の会等の御尽力をいただき、市内の保育所では園児と職員を対象に紙芝居により交通安全啓発や対策、小学生には交通安全教室の実施等、児童・生徒等の交通安全意識の向上と対策について、御指導と御協力をいただいております。

次に、防犯対策につきましては、ことし2月に発生いたしました市内の小学5年生が殺害された事件を受け、県では不審者などの目撃情報を通報する「県安全・安心まちづくり条例」の一部改正により、不審者情報の通報が県民の努力義務と明記されたことに伴い、寄せられた情報をできる限り収集して市町村や地域で共有し、犯罪抑止に努めてまいりたいと考えます。

また、子どもの安全・安心な学校環境整備と防犯対策の向上のため、防犯カメラの設置を市内保育所、小・中学校の防犯カメラ未設置校23カ所に設置すべく補正予算として計上させていただき、御承認後は防犯と犯罪の抑止力の強化に努めてまいりたいと考えてございます。

さらに、児童・生徒の安全確保のため、住民の皆様の協力を賜りまして、見守り活動等に努めていただくなど、安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて引き続き努めてまいりたいと考えてございますので、御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高田英亮君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） おはようございます。

教育部から、中村議員の御質問について答弁をさせていただきます。

まず、一点目の「地域安全マップ」の作成につきましては、地域防犯活動の取り組み活動の一つとして、「みずからの地域は、みずからが守る」という防犯意識に基づき、自主防犯ボランティアと子どもたちが、地域の現地調査により危険な場所を発見し、地図に表示することを通じて地域の危険箇所を見つけ出し、それを避ける自主防衛能力を身につけることができるものと認識しております。既に複数の学校において、地域と協力して作成しているところもございます。

教育委員会といたしましては、地域の安全意識の高まりにより、「地域の子どもは地域が守る」という意識を醸成していくことが肝要であると考え、要請をもとに子どもたちに積極的な地域活動への参画を指導してまいりたいと考えてございます。

続きまして、通学路の安全確保につきましては、平成18年度に市内在住の子どもたちの安全を確保する観点から、「学校安全対策協議会」を結成し、学校ごとに地域の方々によるボランティア組織として、スクールサポーターを中心に、児童・生徒の登下校の見守りや交通指導を行ってまいりました。

また、防災行政無線を活用した児童・生徒の見守り放送の実施をはじめ、小学校区に「きしゅう君の家」を指定し、不審者が出没した際に児童・生徒が逃げ込むことができる場所を確保し、さらに不審者情報について、学校及び関係機関と情報共有を行い、児童・生徒の安全確保に努めております。

加えて、平成25年12月に文部科学省、国土交通省、警察庁が合同で、「通学路の安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みの推進について」の通達がなされ、危険箇所の点検の実施を求められており、紀の川市において、最近では、昨年11月に4日間で66カ所の緊急合同点検を実施し、58カ所の対策必要箇所をリストアップするとともに、可能などころについては逐次対策を講じてまいりました。

また、こうした活動を一過性のものに終わらせないため、本年2月に「紀の川市通学路安全推進会議」を設立し、取り組み方針となる「通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関連携のもとで、合同点検を2年に1回実施し、改善に努め、通学路の安全確保を

図ってまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 地域住民と子どもを結びつけるという地域活動に、さらに積極的に指導をしていただけるということに期待したいと思います。

次に、通学路についてですが、さまざまな大人だけの点検等の対策がとられているようですが、現在子どもを交えて何の対策もとられていない地域でも、子どももかかわっていただけるように促していったらどうでしょうか。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） ただいまの通学路の点検は、大人だけでなく、子どももかかわっていくことができないかという御質問でございますけれども、通学路安全推進協議会による合同点検につきましては、小・中学校ごとに学校・保護者・自治会等が参加し、2年に1回点検を行う予定となっております。点検結果により明らかになった対策必要箇所については、再度推進会議のメンバーが現場に出向き、ハード・ソフト両面の対策メニューを検討するというスケジュールになってございます。

点検の現場に子どもたちを参画させてはどうかという質問ではございますけれども、点検には安全上の問題のあるところが中心となりますので、慎重な対応が必要であると考えてございます。

小学校では、新入生には教員が下校指導において危険箇所を周知・学習させるとともに、授業参観などの機会を捉え、保護者と一緒に下校していただくことで、通学路上の危険箇所を共有していただくこととともに、自分の安全は自身で守るということを心がけ、それらの危険箇所を熟知した上で、寄り道せず、決められた通学路を登下校する指導を行っており、今後も引き続きその指導を徹底してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 市長に伺います。

安全・安心なまちづくりを掲げる紀の川市として、子どもの安全を守るという意味で事件を考慮し、生かし、どう対応していくのでしょうか。お伺いします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中村議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

市が政策目標の一番に上げております「安全・安心そして強いまち」に向け、合併当初より重要課題として取り組んでいる中で、2月に痛ましい児童殺傷事件が発生し、幼い命が奪われました、二度とこのような事件・事故が起こらないよう地域の皆様方の御協力を

いただきながら、紀の川市の大切な子どもを見守るとともに、学校施設整備の防犯・交通安全対策等の充実に向けて、なお一層推進をしてまいりたいと、そう思っておりますので、議員各位の御理解ある御協力をよろしくお願い申し上げたい、そのように思います。

○議長（高田英亮君） 次に、社会福祉士の役割についての質問をどうぞ。

○8番（中村真紀君）（質問席） 社会福祉士の役割について、質問します。

相談援助をもとに福祉的な観点から、人を援助していく専門職である社会福祉士のあり方を見直すべきではないかということを取り上げたいと思います。

社会福祉士は、体の不自由な方や生活上福祉サービスを必要としている方のために相談したり、よりよい生活が実現できるように援助する専門職です。また、みずから解決できない困難な事例は、当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していくという役割やネットワークの形成を図るとともに、必要なサービスが不足している場合には、その創出を働きかける役割を担うような働きをしてもらう必要があります。

そのためには、単に配属された課の一職員としての業務に押し込めず、社会福祉士としての職能を各福祉領域での相談支援業務に十分発揮してはどうかと考えますが、どのように配置し、どのように役割を持たせていくのでしょうか。質問します。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、中村議員の社会福祉士の役割等についての御質問に、まず、総務部からお答えをいたします。

社会福祉士の職務につきましては、「社会福祉士及び介護福祉法」第2条第1項に、「専門的知識及び技術を持って、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、その他の援助を行うこと」とされております。

議員御質問のとおり、社会福祉士は、病気や障害などさまざまな理由によりまして、日常の生活を送ることが困難になった人への相談者であり、「高齢者介護」「障害者支援」「生活保護」「児童福祉」など、福祉分野のエキスパートとして利用者側の視点に立ち、さまざまな社会福祉サービスを必要とする方に対して、社会保障制度を適切に支援する専門職でございます。

今年度、職員の新規採用計画の中で、社会福祉士の資格を持った者の採用について計画をし、現在、募集に係る準備事務等を進めているところでありますが、市の職員として採用すれば、公務員として基本的な業務を習得した上で、社会福祉士としての役割を担っていただくということになります。

配属先等につきましては、その能力が十分に生かされ、市民サービスに最大限に貢献できるよう考慮してまいります。

○議長（高田英亮君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、中村議員の一般質問で、社会福祉士

に対する部としての考えについて、答弁させていただきます。

総務部長が答弁しましたが、社会福祉士は、福祉分野のエキスパートで、社会保障制度を適切に支援する専門職でございます。現在、地域包括支援センターに正職員1名、臨時職員1名の社会福祉士が配置、主に地域の高齢者が住みなれた地域で安心して尊厳のある生活が営まれるよう、総合相談事業、権利擁護事業等を行っているところでございます。

この地域包括支援センターは、介護保険法施行規則で65歳以上の第1号被保険者の数が、概ね3,000人以上6,000人未満ごとに専従常勤の保健師、または看護師、主任介護支援専門員、それにこの社会福祉士、それぞれ1名の設置基準が定められております。本市の場合、第1号被保険者が1万9,000人を超えている状況であり、設置基準から3名以上が必要となっているところでありますので、保健福祉部としては、この事情を人事課を通じお願いしているところでございます。

議員御指摘の配属された課の一職員としての業務に押し込めずということではありますが、仮に地域包括支援センターに配属された場合、センターの人員の設置基準を確保しながらであります。部としては高齢福祉だけにとどまらず、障害福祉、子育て支援の分野においても課の担当職員と連携し、社会福祉士の持つ専門的な知識、技術で、身体上もしくは精神上の障害がある方や、環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の相談に応じ、助言・指導を行ってみたいと考えていますので、御理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 一つの例ですが、生活保護を受け、肝炎を患った方に無料低額診療という制度を探し出したのは、議員でした。本来は、社会福祉士が求められるケースであり、一職員では難しい相談者と関連施設やサービスをつなぐ役割を果たすときであると考えます。

複雑化・多様化する傾向にある地域の福祉問題に対応していくために、積極的により多くの社会福祉士をふやすことが必要ではないかと考えますが、市としてはどのように考えていますか。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 再質問にお答えをさせていただきます。

紀の川市が誕生してこの10年間、合併で膨らんだ職員数の削減を行財政改革の一丁目一番地として進めてまいりました。その一方で、近年複雑多様化する市民ニーズに対し効果的に行政を進めていくには、社会福祉士のみならず、資格等を持ったさまざまな分野にわたる専門職の採用が大切な課題であると認識しております。こういった観点で、本年度は社会福祉士のほか、土木職、機械職、保健師、保育士、手話通訳士といった専門職の採用を計画したところでございます。

議員御質問のとおり、複雑化・多様化する傾向にある地域の福祉課題の問題解決には、相談援助の専門職である社会福祉士の役割は大変大きいと考えております。同時に、紀の川市の将来の適正な職員数とも連動して考えていく必要があるかと思っておりますので、第2次長期総合計画、行財政改革プラン、財政計画とも整合性を図りながら、本年度策定する「第3次職員適正化計画」及び平成30年度から平成34年度までの「第4次職員適正化計画」、これらの計画にのっとり、専門職員の採用を進めていく考えを持っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 市長にお伺いします。

複雑化する福祉問題の中で、今後社会福祉士をよりふやすべきだと考えますが、市長の考えをお聞きかせいただきたいと思っております。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中村議員の再々質問、福祉士の充実という問題、担当部長からいろいろ専門職の充実を図っていかなくやならないと。今日、この紀の川市合併して10年、一般職並びに市の職員を削減していく、一定の定数に落ちつき、そして専門職の充実も今後図っていかなくやならないと、そう思います。

今、中村議員は福祉士の問題を取り上げて御質問いただいておりますが、福祉士は全般にわたって福祉全体に精通した職員ですから、採用されれば市民の原点に立って専門分野における能力を最大限に発揮してもらおうと、そう思っております。

ただ、今後、社会福祉士の採用については、先ほど担当が申し上げたとおり、市民にえられるよう配慮してまいりたいと考えておりますので御理解いただきたいと、そのように思います。

○議長（高田英亮君） 以上で、中村真紀君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、19番 石井 仁君の一般質問を許可します。

はじめに、自衛官募集事務と安全保障法制についての質問をどうぞ。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） おはようございます。

議長の許可を得まして、一般質問を行います。

自衛官募集事務と安全保障法制についてです。

国会で審議されている安全保障関連法案は、戦争放棄を誓った憲法を否定し、再び日本という国が国民を戦場に送り、他国の人々の命を奪い、自衛官みずからも殺されることになる法案であると考えます。

国会では、法案の違憲性を憲法学者や歴代の内閣法制局長官が指摘し、またこの間、日

本弁護士連合会が法案の制定に反対する意見書を出し、山崎 拓自民党元幹事長や亀井静香衆議院議員らが法案反対の記者会見を開いています。共同通信社の世論調査でも、56.7%が憲法に違反していると回答し、安全保障法案に反対が58.7%となっています。

この法案に賛成することは、具体的には24万人の自衛官、そして予備自衛官の方、さらにはこれから生まれ育つ若者を戦地に送り、命を落とさせることを認めることとなります。さきの大戦で、紀の川市の地域でも2,273人の戦没者を生み、毎年追悼式では不戦の誓いを重ねてきています。亡くなられた方とその方につながる家族や友人の悔恨を思うとき、同じ過ちを繰り返すことはあってはなりません。この法案に私は反対であり、廃案にしなければならないと考えます。

法案の国会提出に先立つ4月27日に改定された日米防衛協力指針は、日本とアメリカの軍事協力をより強固にする内容となっており、地方自治体にかかわっては日本や日本以外の国の平和が脅かされたり、武力攻撃を受けた際には、後方支援として中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に使用すると記されました。

そこで、大きく2点、今回お尋ねをいたします。

一つ目ですが、安全保障法制が具体化された場合の紀の川市への影響と対応についてです。

本市では、我が国を対象として武力攻撃などが行われた際の国や関係機関との連携、協力を行うための国民保護計画を作成しており、安全保障法制に基づく対応が具体化、現実化された場合には、この計画を中心に対応することになります。具体的には、どのような影響があり、対応をすることになるのか、お聞きいたします。

二つ目は、自衛官募集事務と適齢者名簿の提供についてです。

自衛隊法に基づき、都道府県、市町村は、自衛官募集事務の一部を担っています。また、防衛省、各県の地方協力本部は、自衛官適齢者名簿に基づく募集案内を行ってまいります。本市も自衛官募集事務の一部を担い、また適齢者名簿づくりに対しては、和歌山県地方協力本部からの住民基本台帳の閲覧請求を受けて、市内在住の日本人で高校3年生に当たる18歳になる男女の氏名、住所、生年月日情報を住基法にのっとり閲覧を認めているところです。

自治体によっては、本人や保護者の同意なく適齢者名簿そのものを提出している自治体がある中で、本市が閲覧で対応していることは個人情報保護の観点や住民基本台帳に基づく対応として、一定評価したいと思っています。

一方で、今後、防衛省からのあくまでも依頼であったとしても、名簿の提出を強く求められることも考えられます。

そこで、2点、お聞きいたします。

一つ目は、今後も住民基本台帳法や個人情報保護の観点から、引き続き現状の対応すべきであると考えますが、本市の考えはどうでしょうか。

二つ目は、安全保障関連法案が成立すれば、確実にですが、自衛官が戦闘地域に派遣される可能性が高まってきます。その場合、本市が募集事務を担うことで、本市で育った子どもたちを戦地に送ることにつながります。その中から、戦死者、負傷者をつくってしまいうこともあり得ることです。住民の福祉の増進が役割である自治体が、住民を戦地に送る手伝いをするとは、自治体の役割を否定、放棄することになると考えます。

自衛隊の災害救助での献身的な活動はなくてはならない活動をされており、必要な部分ももちろんありますが、戦地に隊員を派遣するというのが法律で決まろうとしている今、募集事務や適齢者名簿の閲覧など自衛隊への協力は現時点では控えるべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 上山和彦君。

○危機管理部長（上山和彦君）（登壇） それでは、石井議員の御質問にお答えいたします。

御質問いただきました安全保障法制につきましては、現在国会にて、国を取り巻く安全保障環境がますます厳しくなる中で、「争いを未然に防ぎ、国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守るためにどうすべきか」を基点に審議されている法案でございます。

本国会での審議の動向を見守りながら、紀の川市といたしましては、具体化された場合には、平成19年3月策定の紀の川市国民保護計画に基づき、住民の生命・身体及び財産の保護する使命を有することに鑑み、初動連絡体制の確立や初動措置に努めるとともに、国民保護措置を的確・迅速に実施するため、国・県・市町村、指定公共機関や医療関係機関等との各種調整や情報共有など緊密に連携し、必要な情報等につきましては、市民の皆様方に周知し、また、武力行為等により必要が生じた場合は、紀の川市国民保護計画に基づく避難実施要領に基づき、円滑かつ適切な対応に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高田英亮君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、石井議員の自衛官募集事務と適齢者名簿の提供について、お答えをさせていただきます。

自衛隊の主な任務は、自衛隊法において「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たる」とされております。また、阪神・淡路大震災や東日本大震災等では、人命救助や生活支援をはじめとする復興支援に携わっております。

このような国防・災害救助といった国民の生命と財産を守る非常に重要な任務を担うこととなる人材を確保するために、地域の情報を的確に把握でき、かつ多くの窓口を持つ都道府県や市町村がその事務を担う必要があり、自衛隊法第97条で、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と定めています。

自衛官募集事務の内容については、自衛隊法施行令第114条から第120条でそれぞ

れ定められ、また、地方自治法第2条及び地方自治法施行令第1条並びに自衛隊法施行令第162条により、自衛官募集事務を「第1号法定受託事務」と定め、国にかわり県及び市町村がすべき事務となっております。

こうした法的根拠のもと、紀の川市では広報紙による自衛官募集広告の掲載及び懸垂幕の設置、募集案内チラシ等の設置、自衛官等募集説明会会場の提供、市長と和歌山地方協力本部長連名での自衛官募集相談員の委嘱等法令に基づく職務を行っております。

名簿の閲覧、自衛隊募集事務については控えるべきではないかということでございますが、現在国会では、国会延長して、安全保障関連法案を審議するというところでございますが、自衛官募集事務につきましては、法定受託事務として法律等に定める範囲内で取り組むとともに、適齢者名簿の提供につきましても、住民基本台帳法にのっとり、住所・氏名・生年月日・性別の4情報の閲覧での対応とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 再質問ですけども、その前に、どういう影響が自治体にあるかということで、やっぱり巻き込まれざるを得ないということなんですよ。国がとか、自衛隊の方がということだけではなくて、僕らこの地域に住んでても、今回の法案通った場合には、いろんな形で自治体も含めてですけれども、民間も、巻き込まれていくということなんだと思います。

2回目の質問ですけども、自衛官の募集事務についてお聞きをしたいと思うんですが、総務課からいただいた資料によれば、この5年間で、22年度から26年度までの5年間で、紀の川市から自衛隊、自衛官候補生や一般曹候補生、また防衛大学校や防衛医科大学校等々ですけども、受験をされて、また入隊をされた方があります。受験をされた方が、5年間で230人、入隊された方は28人ということで、実際に紀の川市から自衛隊に入隊される方というのは、ずっと毎年あるわけですよ。

質問になるんですけども、本当そういう、もちろん災害救助等々の活動というのは大事な活動はされてる自衛隊ではあるんですが、戦地に送ると、送って、これまでも戦地で亡くなってはないけれども、派遣された後で精神的に心の部分から、みずから命を絶たれる自衛隊の方もありますよね。そういう自衛隊に紀の川市が協力するのかどうかということになるかと思えます。

今、国会で議論されているので言いますと、戦地にひつぎを持っていくということが具体的に出てきています。紀の川市で育った子どもたちが、戦地で亡くなるということが本当にあってはならないというふうに思うわけです。

再度ということになるんですけども、これは積極的に募集に協力するのか、それとも控え目に、消極的に協力するのかと。そこは、自治体のその法律の中であったとしても、分かれてくるところかなというふうに思います。その点をお聞きをしたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 石井議員の再質問にお答えさせていただきます。

今後の安全保障の関連法案の内容次第ではどういった協力依頼があるか、現時点では不明でございますが、法律等で定める範囲内において、自衛官募集事務の一端を適正に引き続き担っていくという考えでございます。

市町村は、自衛官、それから防衛大学校などへの志願を目指している方への情報提供をしなければいけないという責任もございますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 3回目ということで、中村市長にお尋ねをしたいんですけれども。

かつての大戦で、2,273人の方をこの地域から戦地に送って命を落とされてるという事実がございます。かつて地方自治体は、「兵事課」と、市町村、兵隊の「兵」に事務の「事」で「課」ですね、兵事課があって、召集令状、いわゆる赤紙を市町村から届けていったというふうな形で、市町村も戦争へ協力をせざるを得なかったというのが、過去の苦い実態であるというふうに思います。

先ほどからも部長からもお答えいただいております中では、適正に法に基づいて進めていくという答弁をいただいておりますけれども、市長として紀の川市で育った若者を戦地に送っていいのかと、送ることに協力する紀の川市でいいのかというふうに私は市長に問いたいというふうに思います。ぜひ、お答えをいただきたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石井議員の自衛隊募集に関する、また今の国の憲法の改正によって、自衛隊であっても戦争に行かなくてはならない。

私は、遺族の一人として、おやじの顔を知らない戦災孤児であります。そんな中で、戦争なんてあっていいはずはないわけで、また国が法律を、憲法変えて、今の70年間続いてきたこの平和、アメリカを中心とする同盟国だけに任せて日本は避けて通れんのかと、そんな問題もあるんじゃないかと、そう思います。

しかし、紀の川市の若者が自衛隊の隊員となって戦争に行かなくてはならないことがあっていいはずはない、それは喜んで送れるはずはないわけですが、国のその法律によって募集要項が紀の川市に来たときには、市民に知らせる義務はやはりあると思います。進んで、「自衛隊へ行きませんか」というようなことは、申し上げるつもりはありませんけれども、法律に基づいてのやるだけのことはやらなきゃならんと。決して、私のような、また二千何人かの紀の川市の遺族の皆さん方のことを考えたときに、いいはずはないわけ

でありますから、そんな質問はされたくないという気持ちで、私は思っております。

○議長（高田英亮君） 次に、就学援助の拡充についての質問をどうぞ。

○19番（石井 仁君）（質問席） 就学援助の拡充について、お尋ねをします。

これまでも親の経済力や家庭の子育て力に違いがあったとしても、全ての子どもが健やかに生まれ育つことのできる紀の川市であってほしいと、この思いから子どもの貧困の解消をと質問をしてきました。

前回は、昨年12月議会で、子どもの貧困対策法が施行されたことを受けて全般的な質問をいたしました。子どもの貧困対策は、雇用政策、経済政策、福祉政策など総合的な施策で行われるものですが、今回はその中でも特に経済的に困っている小・中学生の家庭への支援制度である就学援助の拡充について、2点質問をいたします。

就学援助の今の現状は、就学援助は児童手当や児童扶養手当などの所得保障制度に加えて、教育費にかかわる給食費や学用品費などの支出を具体的に補うものとして経済的な支えとなっています。紀の川市の場合でも、平成26年度で小学校で10.9%、中学校で12.8%の援助率となっています。

1点目の質問ですけれども、支給項目の拡大についてです。

この制度は、教育基本法や学校教育法に基づく制度ですが、その運用は国の定める要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱に基づいて行われることとなります。この補助金交付要綱と紀の川市の就学援助制度の運用を見比べてみますと、国の要綱では、要保護児童について補助対象となっているのに、紀の川市では支給対象としていない項目があります。

具体的には、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3項目が支給されておられません。国がほかの項目と同様、要保護児童については2分の1の補助をつけると要綱で定めている項目です。なぜ、紀の川市は支給対象としていないのでしょうか。今年度から医療費を支給対象にしたことは前進面ですが、さらに国の補助対象となる項目について、準要保護児童生徒にも支給すべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目に、入学前支給の実施についてお聞きをします。

小学校でも中学校でも、1年生は入学前に準備しなければならないものがたくさんあります。紀の川市の現行の運用では、年度当初に保護者に対して制度の案内をし、申請から支給決定、最初の援助金の交付がされるのは7月となっています。紀の川市は、新入学児童・生徒学用品費の支給を行っていますが、入学後、4カ月目の7月に支給されることになります。できるだけ早く支給ができれば、就学援助を受ける家庭への家計へ負担軽減につながるのではないのでしょうか。自治体によっては、入学準備金を入学前に支給できるよう申請時期を早め、3月に支給しているところもあります。本市でも、入学前支給を実施してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 就学援助制度につきましては、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施をすることを目的として、紀の川市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱を定めて取り組んでおります。

援助費の支給対象者としたしましては、生活保護法に基づく保護者、市町村民税の非課税者、固定資産税・国民健康保険税・国民年金等の減免をされている方、児童扶養手当の支給対象者などが対象となっております。

援助内容につきましては、昨年度まで学用品費など六つの費目を支給しておりましたが、学校保健安全法第24条に基づき、治療の必要がある児童・生徒に要する医療費について援助を行う必要があるとの上位法令に基づき、今年度より医療費も支給項目に追加し実施いたしております。

平成17年3月に、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」が一部改正されたことにより、「準要保護世帯」への国の援助が廃止となり、援助費は一般財源化とともに地方交付税に算入されております。そのため、市町村の裁量により支給できるようになり、支給項目も自治体により異なっております。

支給項目の拡充につきましては、現時点におきましては現行の要綱の定めに従い、支給をしまいたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、入学時児童生徒学用品費等につきましては、市立や国公立の小・中学校に入学する際の制服やランドセル、体操服などの購入費の補助として支給しており、7月に他の支給項目と合わせて支給しております。これは、支給対象者の前年度所得を勘案して対象者を決定する必要があるため、その時期の支給になってございます。

入学前に前倒し支給することにより、保護者の負担軽減につながるの御指摘でございますが、必要となる家庭に対し、前倒しで認定するためには、認定時期や認定基準等の見直しが必要になってまいりますので、今後、先進的な他の自治体の状況などを研究してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 2回目の質問です。

一つ目が、支給対象にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を加えることについてということで、市の裁量でやる部分だということで研究をしていきたいということも、これは市の裁量である部分だということですね。

市担当課からいただいた資料によれば、学校によっても就学援助の割合というのは違うわけですね。受けている児童・生徒さんがいてないところもあれば、10%を超える数値で受けられているところもあると、その違いもあるわけです。

こうした中で、市内の小・中学校のPTA、もしくは育友会の運営を尋ねてみましたら、年間2,000円代から5,000円代の会費が違いもあるんですけども、就学援助を受けている家庭のPTA会費を免除している学校が約半数ありました。経済的に大変な家

庭への負担をふやさないようにしながら、今、各学校のPTAはその目的を達成すべく事業を進めているということになると思います。

事業規模を抑えてでもということですね、少し言いかえると。保護者の経済的な負担を減らそうと、それぞれのPTA・育友会が努力しているというのが今の現状だと思います。

ここで、紀の川市が、これ要保護ということですが、この項目ですね、PTA会費も就学援助の対象としていくことで、各学校のPTA活動を今以上に支えることにつながるのではないかと思います。みんなからとりなさいよということを僕は求めてないんです。それぞれのPTAの努力は努力として尊重してほしいんですけれども、でもその努力をしているPTAに対して市ができることということになると、就学援助の項目にPTA会費も入れていくということになるというふうに思います。

あわせて、クラブ活動についても、活動内容によって支出は変わってきます。家計の心配をしながらどのクラブ活動するのか決めるということではなくて、本当にやりたいクラブ活動を選ばせてあげたいと、僕は思います。

医療費を対象にした判断と同様、去年の12月に私質問しましたら、「今の要綱でやっていきます」ということを答弁されています。ところが、1月あけて1カ月後の教育委員会で、「医療費を支給対象にします」ということが決められました。答弁とは全然違うことをされてるんですけれども、それはそれでサプライズもあっていいのかなというふうに思いながら、改めて今の制度見てるんですけれども。拡充の方向でぜひとも考えていただきたいというふうに思います。もう一度、お聞きをしたいと思います。

それから、2点目の入学前支給の実施についてですけれども、前年度も所得を見ることになるので、4月以降、それも6月1日以降ということになるということが言われました。今の制度の運用ではそうなるんですけれども、就学援助の支給項目には、所得によらないものもありますよね。ひとり親であるということで、課税状況で判断しない項目もあります。児童扶養手当の受給者等々ですね。この方たちというのは、前もって入学年度も就学援助の対象となることがほぼはっきりしているというふうに言えると思います。

事務がふえるということもあるというふうに思いますけども、入学前の支給をしたとしても、市の財政負担というのは変わらないです。いつ支給するかということだけです。ここは、教育委員会や紀の川市の保護者を支えようという姿勢があらわれるところだと思います。早目に援助金が必要な場合は御相談くださいということを保護者に伝えられるような紀の川市であってほしいというふうに思います。

幾つか先進的な事例見てみました。福岡市であるとか、長野県の須坂市、そして小松市、入学前に支給をされていました。お尋ねをしますと、例えば、ことしの就学援助であれば、26年度の課税状況で判断すると、1月の時点なのでそうせざるを得ないということで、それで見えていますよということでした。一つは、4月以降も、もう一度申請をしてもらうということで、もし所得が高くなったら後で返してもらうということもあったんですけれども、それは今の運用の中で、その自治体としてできることをということで取り組まれ

ているということでしたので。

ぜひ、研究をするということですが、研究はぜひしていただきたいんですけれども、研究から実際に前に進めるということについてもしていただきたいというふうに思います。この点についても、もう一度お聞かせいただければと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） 学校によって支援対象者のPTA会費を免除しているところとないところがある。免除しているところで支給することにより、PTA活動が活発化するのではないかと。クラブ活動費も同様に、家計の心配をしないでクラブ活動が選べるように拡充を検討できないかという再質問、1点目は、そういう質問であったかと思っています。

PTA活動につきましては、保護者による任意団体の活動ということでございまして、免除の有無については、各学校の判断に委ねることといたしておりまして、かつ免除することにより活動への支障はないものと判断いたしてございます。

一方、クラブ活動費につきましては、一部の学校の特定のクラブのみ徴収している状況でございますので、学校において徴収金額が保護者の負担の増大につながらないように配慮いたしてございます。

教育委員会といたしましては、各家庭の経済的な理由により、義務教育における教育の機会が損なわれないよう、就学困難と認められる児童・生徒に対して支援をしていく必要があると考えておりますが、支給項目の拡充については、財政負担も多くなることから他市町村の動向を踏まえながら、引き続き研究課題とさせていただきたいと考えております。

次に、入学前支給につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、認定時期を2段階にいたしますと、認定後に国民年金の免除や児童扶養手当の受給停止された家庭が判明する場合も考えられ、一たん受け取った支援金を返還していただくケースも発生することから、十分な研究が必要と考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 最後の質問ということで、市長にお尋ねをします。

財政負担が要ると、その支給項目をふやそうと思うと財政負担が要るということでした。となると、ここは市長の判断が大きなところになるのかなというふうに思います。

それから、入学前支給については、2回に分かれてやっていくと、もう一遍返してもらおうということもあるということも出されました。研究はしていただけるということですが、

例えば、福岡市ですけれども、ことしの入学前支給をするということですが、ことしするんですけれども、もう1月の時点で申請を受けて、その時点で所得で見る方については

26年度の所得で見ます。4月以降の方は27年度の課税状況で見えるわけですが、
「後でもう一度新しい最新の課税状況で判定し直すんです」ということを聞きますと、
「もうそうはしません」ということでした。もう26年度で判断しますよということだったんです。なので、そこは自治体の裁量で早目に支給するということも可能ですよね。

これは、入学前ですから、3月には要るわけです。そこに7月に支給ではなくて、3月に支給するということで、ここは財政負担ふえずにできる場所ですよ。職員さんは大変な事務がふえるというところはあるかなというふうに思うんですけども、支給公務の拡大についてもですし、入学前支給の実施についてもですし、そこは市町村の裁量の部分で、子育て支援ですね、紀の川市が紀の川市で育つ子どもたち、そしてその親をどう支えるかというのが問われてくる、あらわれてくる場所だと思います。市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石井議員の御質問、基本的には先ほど教育部長が答弁したとおりだということであります。

全国的に先進地というんですか、福岡市の状況等お話ございました。前年度の、ことしであれば26年度の所得でやる。後で変わってもお返しはしてもらわないと、そんな不公平なことできるはずがないわけで、やはり公平性からいけば、もう今までどおりのことでやらせてもらう。しかし、石井議員も言われる便宜上、やれることがあれば教育委員会として検討してもらえないかなと、そのように思うところであります。

○議長（高田英亮君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時34分）

（再開 午前10時48分）

○議長（高田英亮君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（高田英亮君） 次に、15番 西川泰弘君の一般質問を許可します。

西川泰弘君。

○15番（西川泰弘君）（質問席） それでは、議長のお許しをいただきましたので、これから学力テストと、それに対応を市ではどのようにやっていくのかについて、質問させていただきます。

ことしの2015年4月21日に、またことしも学力テストがございました。この学力テスト、正式に言いますと、「全国学力学習状況調査」と言いますよね。これを、どっかの頭に置いといていただきたいと、ただのテストではないんですよということですね。

そして、この内容だけ、後の質問と関係しますんで言いますと、小学6年と中学の3年間で受験対象者であり、そして国公、私立もちょっと入ってるんですかね、3万校で222万人が参加、ことししております。そして、試験内容は、国語A・B、数学A・B、小学は算数のA・Bと国語のA・B、中学校は数学のA・Bと国語ですね、この8科目だというふうに思います。このA・Bというのは、Aというのは基本問題について問われる。そして、Bについては、応用、思考力を問うということで、いわゆる生きる力を試されるという分はある程度あるんじゃないかと思ってます。

これは、今ゆとり教育がなくなったんですけど、ゆとり教育の精神がこういうところでちょっと生きてると。要するに、応用力とか思考力をここで試していくと、ただ詰め込みではないというような形での試験問題になってると。試験問題見ると、実におもしろい試験問題が出てるというふうな感じはします。

そして、この結果について、ことしの4月21日にした結果については、8月に公表ですから、まだこの結果はわかりません。だから、私がこれから聞くのは、14年の学力テストの結果についてです。私自身も、学力テストが教育の全てだというふうには全く考えておりません。

要するに、教育というのは、その中には優しさとか、もちろん事実を知っててもできなきゃ何のはなしにもならないんですから、それをやる勇気とか、そういうことを含めて教育していただくのがいいんじゃないかと。それを学校に求めるかどうか、多少問題あるといたしましても、そういうことを教育の中でやっていただくというのがいいんじゃないかと。

これについては、教育長が前に、2学期制・3学期制を私が質問したときの答えの中に、「頭の学力、体の学力、心の学力をバランスよくやっていくのが教育の本分である」という、だから、今言ったこと絶対矛盾しないような形で答えられてるわけですね。だから、こういう形で試験がやられたと。

ついでに言っときますと、体力の面も和歌山がちょっとよくないんですね。だから、この学力テストについて言いますと、皆さんもある程度御存じだと思いますけど、沖縄びりで、その次が和歌山、大阪が同点なんですよ。45位ですから、45位が2県ありますから、2県って、1県と大阪府ありますから、尻から2番目なんですね。沖縄の次が和歌山なんです。多分、こんなに悪いとは関係者は思ってなかったんじゃないかという想像ができます。

それについて、こういうふうに書かれてます。新聞には。今まで13年度も24位、45位の成績で、いま一つの印象だったが、14年度は37位から47位と一層低迷、7科目がワースト10内に入ると、平均のね。和歌山県の成績なんです。これが、14年の学力テストの結果なんですよ。

こんなもんじゃあないと、あかんはあかんで構わんということは簡単に言えない部分がございます、県の教育関係の方は非常に焦りを感じながら、何とかしなきゃという意識

が非常に強いようでして、県教委においては15年度、16年度の2年間で取り組む新しい学力向上策を策定し、公表してますし、数値目標、これも出してるそうです。数値目標は、具体的な対策を盛り込んだ学力向上推進プランの作成を学校ごとに義務づけ、校長が各教員の授業の進め方を監督・掌握することを命じ、さらにこの2年間に実施される学力テストや独自テストの結果を分析し、子どもたちの弱点を洗い出した上で学校で補習し、家庭学習にも生かす方針を打ち出しております。ような形で、余りにも悪過ぎたと、今までもそんなに大してよくなかったんですが、今度は本当に沖縄の次に悪いという状況だったんで、ちょっと焦りを感じながら力を入れなきゃというようなことになったんじゃないかと思いますが、本当に学力テストっていうのは、これだけで学校を評価するということには非常な間違いがあるかもしれません。

例えば、大きくなってというか、ちょっと話はそれるんですけども、全国テストで、例えば司法試験とか医師免許の試験というのはあるんですけども、この合格率が高いところは学部として優秀かといったら、必ずしもそうではないです。こういう試験というのは、ある程度は大卒から言うと記憶力を試すというような部分がありますから、そこ努力がどれだけあるとか、基礎の部分はどれだけしっかりしてるかということ、案外問題ならなくて、非常に医師試験の合格率は高いけど、その大学の学部は、学部として非常に優秀である。そしてまた、新たなものをどんどん作り出していくかといったら、必ずしもそうではないということもありますから、この学力テストにおいても、試験がよかったから、この学校が非常にすぐれた教育をしてるとは言い切れない分がある。

ただ、残念ながらここまで落ちるといえるのか、成績が悪いと、もうちょっと何とかしなきゃという気にもなって当然ではないかと。中ごろでうろうろしてるぐらいだったらまだいいんですけど、沖縄の次に悪いんですから。

沖縄の悪い理由っていうのはあるんです。これは、悪い理由って言えるかどうかわかりませんが、学力テストと所得がある程度関連があるという研究結果が出てまして、沖縄は全国の所得番付が一番びりです。貯蓄も一番びりなんです。和歌山は、所得は22位、それで貯蓄率、個人持ってる貯蓄は16位ですから、非常に経済的に和歌山は貧乏の県だとは、これでもって言えないんです。

そして、かつ、またです。和歌山県は、そんなに都市化されてるわけじゃないですから、地域というのは残ってまして、地域の共同体がいまだにまだ存在するようないところが見受けられますし、地域の共同体が存在するようないところは、学力テストもある程度いいですよ。だけど、何でこんなに悪いんかなということは、ちょっとこれどう分析したらいいんかわからないんですが、これはまた後で聞くといたしまして、僕はこの学力テストについてちょっと調べ始めましたときに、途中である問題にぶつかるんですよ。県のことはわかったと、紀の川市のことは僕は何にもわかってないんですよ。わかってないというのは、わかってる資料を与えられてないということです。残念ながら。

僕は、議会の総務文教常任委員会にしながら、この学力テストの一個一個の点数はどう

ということは聞きたくはないんですが、紀の川市はどうでしたよという報告も一回も受けたことないねん。紀の川市はどうでしたということは知らないわけです。多分、議員の皆さんもそれは聞いたことはないと思いますんで。だけど、これは聞かなくてもいい問題ではないと思ってます。要するに、小学校、中学校の子どもたちの学力はどの程度なんかと。そしてまた、その対応についてはどうしたらいいかということに関しては、教育委員会中心に考えることができると思いますけど、我々議員としてもそれは考えていく必要があるんじゃないかと。「全くそれは知らないよ」という形で済ませるんじゃないかというふうには思ってますし。だから、まず1点目を聞きたいのは、今までのことからほかの地域、ほかの県でもええし、県内でもいいんです。全国レベルの県との比較でもいいし、和歌山県の中のたったの市町村との関連の中で、紀の川市はどのレベルにいるんですかということとを、わかる範囲でお答えいただきたい。

そうしないと、比較の対象がないんですよ。次、どうしようかって考えたときも、紀の川市の状況知らないと、和歌山県は「びりだ。びりだ。」と、もし言ってたとしても、その中で紀の川市がむちくちゃ成績よかったとしたら、何の改革もしなくていいわけですから。紀の川市がどのレベルでいるということが知って初めて方針が出てくる可能性ありますんで、8教科、詳しい点数まで結構ですが、この程度にいますよと、A・Bの小学校の分と中学校の分ではこの程度にいますよということを教えていただきたいと。

そして、もう一つ、僕は非常に小学校、中学校あたりでは、国語の教育が大事だというふうに思ってます。それはどういうことかといいますと、少なくとも我々は英語そんなに使えないから、言葉で物を考えざるを得んと。国語力ないと、ほかの科目の問題が何を聞いてるか、どのように答えたらいいんかということが答えられない状況にあると。答えられないというか、それに理解するのに時間がかかるんで、あらゆる教科の基本として、国語はやっぱり押さえておくべきだというふうに思ってます。

この間、岩出走ってますと、「国語力のアップは成績の向上の鍵」というような立て看出てるんですよ。あれは、速読会か何かの宣伝もあると思いますけども、大体普通に学校の先生でなくて塾で教えてる人たちもよく言うんですが、国語力がないと、ほかの科目も苦手に陥る可能性があるのと、国語力はきっちり身につけなきゃいかんということをよく言われますから、その国語、残念ながら、これも和歌山県の中の統計では、和歌山県は国語Aという基本的なやつが47位です。まさに、びりなんですよ。応用とかなんとかの部分は42位です。大体、今もう和歌山というのはそれぐらいになりまして、何か順位が出たときに、40位以下見たら大体和歌山県入ってるなという感じで、本当に寂しくなるときあるんですが、この国語に関しても47位と、応用とか何かの分で42位という成績です。

それで、この部分だけで結構ですんで、ほかのところは結構ですが、この国語について、この47位のほうでもどっちでも結構ですが、市内の学校で一番いいところ悪いところはどれだけ点差あるんかということもお聞きしたいというふうに思います。

まず1点、それ知らない、次の質問にはちょっと移れないといえますか、現状認識を我々は本当にできない状況の中に置かれて、全国的にどうで、どういうことしてるとかということは知ることはできるんですが、和歌山県の紀の川市の状況をちゃんと把握しないと、次の方法が出てこないという面もありますので、それについてまず教えていただきたいというところが一つというか、1回目の質問いたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 全国学力・学習状況調査には、これからの将来の子どもたちに必要になってくる力、つまり答えの出ないことに対してみずから問題解決していく力が重要であるというメッセージが示されており、子どもたちが変化の激しいこれからの社会をたくましく生き抜くためには、学力を確実に身につけさせることが重要であり、学校にはその責務があります。

議員御質問の紀の川市における昨年度のテストの平均正答率といえますか、平均はどの位置にいるのかというところの御質問であったかと思えますけれども、全国平均として比較をさせていただきたいと思えます。全国平均の点数より正答率につきまして、若干は下回っておりますけれども、その差が小・中学校とも有意差の範囲となっております。有意差と申しますのは、5%以内の差で平均値とは余り変わらないということで御理解いただけたらと思えます。

ただ、御質問の小学校にあつては、国語B、いわゆる応用、思考力におきまして、国の平均値を10ポイント近く上回る学校もありますが、最上位校と20ポイント程度開きのある学校もございます。一方、中学校においては、小学校ほど得点に学校間格差は見受けられませんでした。小・中学校とも、知識の活用を問う、いわゆる応用、思考力の問題において学校間格差が大きい傾向があることが判明いたしております。そこから、小・中学校とも、自分の考えの根拠を明確に示して説明し、他者との比較により再構築することや筋道を立てて論理的に解いていくことにおいて、共通した課題があることが浮き彫りになってまいりました。

今回のような厳しい結果となった原因といたしましては、子どもの学習意欲を高める指導の不十分さ、子どもの力を伸ばし切れていない授業、家庭における学習の取り組みの弱さなどさまざまな問題があると考えていますが、特に読書時間の不足による文章読解力が、このような学力の課題と関係していると考えてございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、どうですか。

西川泰弘君。

○15番（西川泰弘君）（質問席） 紀の川の置かれている状況というのは、余り芳しくないというようなことで理解できました。

有意差の中にあるって、5%以内の中にあるということでしたよね。ただ、この3点差とか5点差というのは、案外簡単なようですが、時としたりひっくり返す可能性というの

もあるんですが、ずっと長期的に見たら、この5点差というのは結構大きい要素というのがありまして、例えば、よく私は例に出すときがあるんですが、野球をやりまして、3割バッターと2割7分のバッターというのは、ぱっと見たらかなり実力差あるみたいに思うんですよね。ところが、100回打席に立って、30回ヒット打ったら3割バッターですよ、27回打ったら2割7分のバッターなんです。3本しか変わらないんですよ。ただ、この3本を埋めるというのは大変な作業です。たまにはそういうこともあるんですよ。たまたまきょうは4打数3安打とか4打数4安打ということはあるんですけど、ちょっと長期的に見てその差を埋めるというのは大変だし、ただその差を埋める努力をするということがまた非常に価値のあることで、すぐ追いつくよというようなことを簡単に考えないほうがいいと思う。

かなりの努力をせんと、そっから上にコンスタントに行けないということは考えておいたほうがいいんじゃないかと。大体その範囲の中にいるから、もう安心していいんですよという言い方は、ちょっと僕は無責任というか、楽観視し過ぎるような状況で、もっとシビアに悪いところは悪いというふうに認識した上でどうしようかと考えたほうが、前へ行ける可能性が多分に出てくるんでね。よく平均より下のやつは、あと5点やけどな、何とかなるよと言うんやけど、決してそうはいかないということです。そして、先ほど言いました野球の3割バッターと2割7分のバッターの差というのは、そんなに簡単に縮まるわけではないということは認識しておいたほうがいいということです。

そして、今指導とか何かのこともちょっと言われましたけど、学力テストというの学校の先生方だけの責任ではないということは、私も認めてます。その学校区の社会的・経済的背景と学力の間には密接な関係があるという研究成果があると。これは日本じゃなくて欧米なんですけど、欧米のほうが研究しやすいと思うんですね。要するに、欧米のほうが日本よりも階層文化が激しくて、階級じゃないですよ、階層の文化が激しくて、そういうのを捉えやすいと分があるんで。要するに、簡単に言やあ、お金持ちの子どもはええ学校へ行ってるという事実が、学力もあると。今、よく言われますように、東大へ行ってる家の家庭は結構金持ちなんですよね。塾とかあんなところも行けるみたいなのがあって、金持ちだと。だから、そういう社会的・経済的背景と学力の中には、かなりの関連があると。

ただ、ただなんですよね、その次、同じような社会・経済的背景を持つ学校でも、やり方次第で子どもたちの学力の水準は大きく異なる、これもある程度事実やないかと思います。それはどういうことかということ、家庭の力と学校の力、また地域の力も入るかわかりませんが、これが一つになったときには、多少経済的な背景はいろいろあったとしても学力は伸びると、要するに指導ということなんです。

だけど、和歌山、先ほども言いましたように、そんなにいろんな分で差がない地域かなと思ってます。そんなにむちゃくちゃ裕福でないし、貧乏ではないしというところで。にもかかわらず、先ほど聞きますと、いいところ悪いところの差がむちゃくちゃあると。全国では、有意差の中に大体おさまってるのに、紀の川だけとってみると有意差はとんでもない

とこぐらいの差があるということでしたよね。これが何でかということが問題だと思っています。

ついでに言いますと、学力テストはこうなんですけども、大学受験の統一テストは、和歌山全国7位なんです。要するに、大学へ入る前に統一テストやるけど、これは結構よくて7位、こういうところは大都市が大体あって、東京とか大阪もこの学力テストではぶりから2番、和歌山と一緒にですけど、統一テストでは4位に入ってるんですね。だから、これは大学へ行く人だけが受けて、行かない人は受けないということがあるんですが、それから一つだけ和歌山の場合で推測できるのは、差があるということです。できる人間とできん人間の。だから、それができん人間が結構あって、それが曲がってこないから学力落としてるということなんで、それはそれでよしとはちょっとできないというふうには、私は思ってます。

ただ、先ほど言いましたように、今度教育長に対してですけども、今まで私はこういうことについて余り気づかなかったんですが、何で議員の人がこういう事実を知らされなかったんだろうかということ、今になって考えるんですよ。こういう状況に紀の川市はありますと、だから一個一個ではなくて、紀の川市全体はこういう状況に置かれてますと、これを何とかしなきゃと、そのためにいろいろやられてるということはわかるんですが、そういうことを我々にも知らせてほしかったと。

だから、こういう学力を向上させるのは、最終的に地域が一つになることも大事やと。コミュニティスクールという言葉ありますけど、これ言葉だけかなという感じはしないでもないんですが、要するに教師以外の人間も学校運営とか授業に対して参画してって協力するということが非常に大事ではないかと。

ただ、全然知らせなかったというのを悪い勘ぐりしますと、前の前も言ったんですけど、いまだに教育村というのが存在して、ここにあることはよそへ知らさんよというような体質がまだ残ってるんじゃないかと。それだったら、地域・家庭一緒になった形の協力というのは得られないと思いますんで、そういうことを含めまして、全体として上げていくのは家庭とか学校・地域の力を結集するということが非常に大事なんでということがあると思います。

それから、もう2回目で終わってもいいんで、また時間、十分あるね。

だから、そうするとき、この試験結果を公表するという問題があると思うんですよ。大阪の橋下さんがもう激しく言いましたというか、各学校に全部公表しようと、だから公表したところもあると思いますし、全国的に見ましても6%はもう公表してるんですよ、6%の学校が公表してると。

これは何ためにするかということなんです。何のために公表するかというと、簡単に順位をつけるためというのではないんです。文部省ももちろん考えてましてね、このテストそのものは競争のためのテストではなくて、評価のためのテストであるという言い方をしています。だから、競争を助長するようなことはやめてくださいということもあるんで、

順位を発表して競争をどんどんどんどん助長するようなことは、国としても余り望ましいことではないと。

ただ、ただなんですよ、14年度から区市町村教委の判断で、学校別成績の公表が可能になったということもあるんですね、事実として。だけど、ただ学校の序列化や過度な競争を招かないようにという注意書きはもちろんついてるんですが、中教審もこれは認めると。だから、認める理由というのも、認めるというか、公表しなさいというか、したほうがいいんじゃないかというのも、それなりの理由がありまして、こういう理由があるんですね。

賛成のほう、広く公表されれば、他市町村との比較ができるようになり、教育の質が上がる。現状をしっかりと把握して、市民全体で地元の教育を考えることは重要だから、公表したほうがいいんじゃないかと。成績の上位の校名公表でよい取り組みができるようになるということもあるんですが、もちろんその反対がありまして、学校間の過度な競争や一部教科の、一部教科だけですね、国語と算数だけですから。成績だけで学校のよしあしを見る序列感が起こる危険性があるから公表するなという考えとが、まあまあ両方あるということです。

ただ、この試験というのは、大体70億円の予算を使ってこの学力テストをやってるらしいですけども、70億円を無駄にしないためには、この結果を徹底して分析することが大事だと思います。あかんかったら、もうそれ済む、次頑張るわというのではなくて、何でこういう結果が生まれたのか。物すごい分析するには、いろんな資料がこの中に埋まっているというふうに思いますんで、単純に国の方針がこうだからと、全体としての考えはこうだからというのではなくて、紀の川市としてこの問題をどう捉えるかということを徹底してやるべきだと。

徹底してやるときも、私としたら先生方だけでやなくて、もうちょっと範囲を広めたらどうだろうかと。これについて進んでる学校なんていうのは、コミュニティスクールやったりやっているとこなんていうのは、そういう話し合いの中に塾の教師なんかも入れたりしてるところもあるんで、全く違うところの人間も寄せてくるということも一つ意味があるんじゃないかと。だから、教師は教師だけで教師村をつくってそこで考えるという考えは、もうちょっとある意味言うたら、古いんじゃないかと。

例えば、裁判にしても、裁判員裁判ということやりまして、全く法律のど素人の中へ入れてくるということで、その中でよどんでた空気を何とか打破するんだというふうになってるし、法律なんて知らん人にとっては大変なことだと思うんですけども、それでも全く知らない人を入れることによって、そこにいるそれを専門にやってる人も刺激を受けるし、一般の感覚を取り入れることができる。多分、教育もそうではないかというふうに思います。

だから、それで公表をしろとかしないとかいう僕はまだ判断はしてないといいますか、今まで資料らしい資料が持ち合わせがなかったもので、そこまで考える余裕がなかったと。

ただ、一つ言えることは、一般論として、教育の競争の序列化を助長するようなことをやめたほうがいいんじゃないかと内心考えてますが、例えば、社会へ出たら、競争社会だから、小学校のうちから競争になれさせておいたほうがええという考えもあると同時に、競争社会に行くまではある程度余裕を持った生活を送ったほうが、本当の優しさが出てくるんじゃないかというような考え方もあるんで、これをどっちにするかというのは、非常に問題があるというか悩むところだと思うんですけども、あくまでも教育委員会がこれを決定するというふうになってますんで、その辺でまた決定していただきたいんですが、もうその辺でいいんですが。

教育長に、もう最後の質問になると思いますが、今まで議員も含めて一般の人に、紀の川市の置かれてる状況というのを発表しないというか、説明しなかったんはどうしてですかということと、今後、その成績を公表するということでも、公表というのはいろんな形あって、一番極端なのは学校別のランクをつけるというのは公表ですけども、紀の川市全体が置かれてる状況が、この試験の結果こうですよというのも情報の開示の一つです。だから、どの範囲の中でやるかということは、また考えていただくというか、それは先ほど言いましたように、先生だけじゃなくて、ほかの人も交えた形で考えていっていただくということが大事じゃないかというふうに思いますので、この辺も考えていただきたいというふうに思いますし。

最終、基本的には、前の回ですけど、協働という、地域のコミュニティを維持するためには協働精神が大事だというふうに言いましたけど、それもこの教育問題も一緒なんですけども、情報の開示なしには絶対できないですよ。正直に、今置かれてる状況をみんなに提示して、そこから討論が始まるんで、自分のええところだけやって出して、自分が余り知らせたくないようなところは隠してということでは、本当の意味での協働というのにも出てこないし、市民の協力が得られないんじゃないかと思いますが、教育長には、繰り返しになりますけど、今まで議員をはじめ一般の人に教育の状況というのは余り知らせてなかった理由は何かあるのですかというんと。

今後、どうしますかと、情報の開示を含めて、今後はどっちの方向へ進むんですか、今までどおりですか。あるいは、もうちょっと開示をしていく方向ですかということを一応お聞きして、これ多分最後にしたいと思いますから、よろしくお願いします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） まず最初に、一つざんきの念を持ってお答えしなきゃならんのは、全国学力状況調査等々について、和歌山県が大変悪いという成績を公表された折、議員の方々や一般市民の方々にも落胆や、または大変励ましの言葉もいただきながらも、申しわけなく思っております。そういう意味では、教育委員会、学校等でも危機感を共有いたしております。

まず、お答えさせていただく前に、少しその点で説明をさせていただきたいことがあります。

ます。教育委員会として、どういうふうな今までの成績から原因を追求し、そして手だてを考えてきているのかと、そこを少し触れてみたいと思います。

教育委員会で、「学力向上委員会」を立ち上げまして、その中には、第一には教員の指導力の向上、資質の向上を第一として考えており、そのことを踏まえて、各学校にも学校内の学力向上委員会を立ち上げさせ、各学校の課題を洗い出し、自校の教員の指導研修に当たるようにということに一つはしております。

新たに、本年度紀の川市独自の学力向上指導委員として、中堅・若手の教員を中心に、小学校国語科教員2名、算数科教員1名、中学の国語科教員1名、数学科教員1名、理科教員1名、計6名を委嘱し、各学校に必要とあらば派遣し、私どもの指導主事と一緒に指導助言を図り、教職員の指導向上に努めているところであります。

さらに、市指定の研究事業、「瞳きらめく学校推進事業」であります。これをことしから、従前までは小1、中1ということでありましたが、ことしから中学校1校はそのままですが、小学校2校に拡充して、それぞれの事業改善に取り組んでいただくことにしております。

紀の川市に70名から100名の講師、先生、常勤講師、非常勤講師が教育に携わっていただいておりますが、この先生方の研修、指導力向上ということについては、従前は県も手を差し伸べていなかったのを、本市では特に講師の先生方の実践的な研修として、「ブラッシュアップ研修」と名づけ、講師の先生を巻き込んで指導力の向上を図っております。

まず、私は、指導力向上から学力向上を、やっぱり先生の質的な向上を求めていきたいと思っております。さらに、市の教育委員会では、家庭学習の重要性を訴え、具体的な学習方法を示した手引書、家学習の心構えを作成し、全保護者に配布いたしました。それに基づいて、学校では独自の家庭学習の友のようなものをつくり、配布し、保護者の協力を求めて学習環境の定着を図っているところであります。

今、取り組んでいることの一端ですが、議員御質問の公表について、お答えしたいと思います。私は、全国学力状況調査についての結果公表については、地域や学校の状況によっては、個人の特定につながるなどいろいろな問題が発生するおそれがあり、学校別の結果を一律に公表することはずっと差し控えさせていただいておりますし、今も差し控えさせていただいております。

今日まで、市の教育委員会は、市全体の子どもの学力状況の傾向や、それに基づく課題、さらにそこから派生する効果的な手だてなどについては、各学校には公表しております。このことを踏まえて、各学校では保護者に情報を開示しなさい。だから一つも保護者に情報はいってないとは思ってません。各学校では、いろいろな手だてを含めて、これをもとにして保護者に届いております。

ただ、議員御指摘のように、「議員に報告はないやないか」と、そういう御指摘、これはまことにもって申しわけなく思います。ただ、御理解いただきたいのは、市民、保護者

に一つも情報公開していないというふうにはおとらえなさらないようにしていただければありがたいと思ってます。

今後は、課題や問題点、それから結果の概要等々から見えてくる傾向、それに対する対応については、従前どおり校長会を通じて各学校独自にも検討させますが、市全体のことについては、情報を学校に提供する。その情報を今後はごらんいただけるように考えてまいりたいと思います。

さらに、今後とも教育委員会は各学校とともに、先ほど御指摘ありましたように、市民の負託に応えられるべく努力をしてまいりたいと思います。検証もきっちりとしてまいりたいと思いますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 再々質問、よろしいですか。

西川泰弘君。

○15番（西川泰弘君）（質問席） この公表に関しましては、公表したらいいか悪いかというよりも、ここまで落ちたものを何とかするための意識改革の一環として、だかさ普通にやっているとこは別にこんな公表せんでもええとは思いますが、ここまで落ちるといふか悪なるとこは、先生たちも意識改革をするために、先ほど言いましたように、学校がどのぐらい頑張ろうが、これは十分ではないとは思ってます。必要条件であるけど、十分ではないと。学校とか父兄の持ってる所得とかひっくり返って学力が上がりますから、ただ先生たちが自分の、だけどそうやなくても、そんなに貧乏な県でも今のとこなくて、地域の共同体のある程度存在しててなったら、やっぱり行き着くとは指導の仕方がちょっと問題あるの違うってとこが残ってくるだけになりますんで、この辺に対するショック療法みたいなもので、明らかにみんなに公表するっていうよりも、それに当たる人に関しては、「あんたとはこうやで」ぐらいのことは言っていくべきではないかと。それぐらいのことをしないと、こんなことに力入れてるよと、例えば、学力向上委員会を構成してって言ったんやけど、これも聞きたいんですけど、構成メンバーは学校の先生ばかりかなというこもちょっと教えてほしいというかね、学校の先生ばかりか、一般の人が入ってるのかということですよ。そういうことと。

だから、私の質問を終わりますし、終わるんですが、この分析に関して、もう徹底してやっていただきたいと。何でこうなったんかということね。中途半端なとこでやめて、この学力向上委員会なんていうのをつくって何とかなるっていうんじゃないかって、大変な問題を抱えてるんだよということを、要するに意識として先生方にも改革していただきたいと。そうしなきゃ、ちょっとやそつとでよくなるというものではないというふうに思います。その辺を十分考慮にしながら、今後意識改革を含めて、学校を変革していくんだというぐらいの意識を持ちながらやっていただかないと、和歌山はどっちかと言うたらのんきな人ばかりが多い地域ですから、この辺で何とか食っていけるわみたいな形でのんきな生活をというか、頑張らんとということになりかねませんので、その辺は覚悟を決めてというか、ちょっと言い忘れたんですけど、やっぱりいいとこは少人数教育もやっ

てるところあるんですね。だから、そういうところは少人数教育できやんところはボランティアの人をお願いして助けてもらおうとかということも可能だと思いますんで、本当にそういうことを本当に考えていく必要があると。ただ、こんな組織をつくって、先生たちを指導するような組織をつくったから何とかなるというようなことだけでは、多分また同じようなことになるのではないかと思いますけど、非常に期待をしながらですが、もう質問終わりたいと思いますから、今聞いたこと、まあ言うたら、向上委員会のメンバーについてとか、本当に意識改革が大事ですから、その点を担当者そのものには、あんたところはこれぐらいの程度なんだよということまで知らせるんかどうかということを含めて、これは非常に難しい問題を含んでまして、民主主義というのは全部開示したらいいんか、あるいはこんな開示したらえらい混乱起こるから、この程度でとめとくんかって、これをどうするかって非常に難しいんですけど、ただ民主主義というのは、あるがままに言うというのが一応基本ですから、その辺も考慮に入れた上で、事務局に聞いたら、こっちが勝手にしゃべって、答え要りませんよと言ったら、一般質問にならんからって言うから、ちょっと何か答えてくれて終わりにしたいと思いますんで、よろしくお願いします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） お聞きいただいたことで、一つは感謝申し上げたいと思います。

答弁の中でしておりませんでした、各学校の課題と、その各学校の置かれている状況、さらに問題点等々については、校長ヒアリング、各一人ずつ校長を呼び上げて、あんたどこ、ここ、こうですよということは言ってます。校長だけではだめなんで、教頭も呼んでしております。さらに、いろいろな機会を捉えて、それは申し上げておりますので、ひとつ御了解いただきたいと思います。

なお、もう一つ、私は考えておかなきゃならんと思うのは、やっぱり危機感と共有感をしていくためには、学校関係者にはできるだけ事実をお知らせしていきます。しかし、先ほど言いましたように、いろいろな配慮のもとで学校以外のところに公表するについては、やっぱりひとつ配慮を重ねた上で公表もあり得るということで御了解願いたいと思います。

学力向上委員会について、一般の方も入ってもうて、そこでというのは、これは今後の検討としていきたいし、そういう方向性も私は視野に入れていかなきゃならないなと思っております。

以上です。

○議長（高田英亮君） 以上で、西川泰弘君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時37分）

（再開 午後 0時58分）

○議長（高田英亮君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（高田英亮君） 次に、6番 大谷さつき君の一般質問を許可します。

大谷さつき君。

はじめに、学校の図書室のあり方についての質問をどうぞ。

○6番（大谷さつき君）（質問席） 6番、ただいま議長の許可をいただきましたので、通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

最初に、学校の図書室のあり方について、次の3点をお伺いします。

1点目は、小学校での「読み聞かせ」についてですが、本市でボランティア活動している状況について、お聞きします。

本市も大勢の方が携わっていただき、子どもたちは毎回楽しみにしています。ここで、文部科学省の2012年度大臣表彰優秀実践団体を受けました北海道恵庭市で活動している男声読み聞かせ隊WithMs（ウィズミズ）を紹介します。この読み聞かせボランティアの団体名の男声は、「男の声」と書きます。会員は60歳から80歳代で、はじめは男性だけでしたが、現在は女性も入り、男声読み聞かせ隊WithMs（ウィズミズ）となったようです。活動先は、図書館・保育所・幼稚園・小学校・中学校などで、男性中心という特色を生かした臨場感あふれる読み聞かせ活動が新鮮で、子どもたちを楽しませています。本市の読み聞かせに携わる方々の状況をお伺いします。

2点目は、本市の学校の図書室にはどのくらいの蔵書がありますか。

また、読書量の増加に工夫し、環境づくりに取り組まれている点がありますか。

学校の図書室の環境と学校司書のことを現場に行き、勉強しようと、本市の小学校、中学校を視察させていただきました。特に、印象的なのが、図書室は2階、または3階、または構造上地下1階にあるところもありました。開放時間は、昼休み時間のほとんどで、年間借りる本は平均20冊から30冊ぐらいですが、それ以外に学級文庫の本を借りて読んでいる児童も多いようです。専門職員の学校司書はいませんでした。ここで言う学校司書とは、本の選定や読書指導などを行う専門的な知識を持つ職員です。

ここで、一例ですが、山形県鶴岡市立朝陽第一小学校を紹介します。ここでは、毎日約7割の児童が本を借りています。この小学校の図書室は、始業前、また休み時間、また放課後はいつも児童でいっぱいです。ほとんど借りる本が既に決まっていて、友達同士で本を中心に会話が弾んでいます。この朝陽第一小学校では、図書館活用教育、ここでは図書室を図書館と呼んでいます。活用教育に取り組み始めたのは、1995年のこと、当時1人当たりの読書の平均の読書冊数は51冊、2003年には127冊へと増加し、現在では全校児童の約7割がほぼ毎日本を借りています。

読書は、子どもの心を落ちつかせ、粘り強く思考する姿勢を育みます。これには図書室

を日常的に活用できるようレイアウトにも工夫をしています。学校司書は、既におられ、図書室を「本のレストランにする」と宣言し、児童が足を運びたいくなるように、窓にはレースのついたカーテンをかけ、ぬいぐるみや植木鉢の草花を置き、誰でも入りやすいように考えました。もともとは、校舎の奥にあり暗い雰囲気のところでした。後に、昇降口に近く、誰でも入りやすい現在の場所に引っ越しました。予算はほとんどかけず、工夫をして本のレストランになった図書室に、子どもたちの足は自然と向かい始めました。国語力の向上にもつながります。午前中の議員の質問に中にもありましたが、読書力が上がれば、それに比例して学力が上がるデータも出ています。本市も学校独自に工夫していると思いますが、学校司書が図書室に常にいれば、いつでも図書室に行くことができます。

今回、学校を視察して感じたことですが、中でも粉河中学校は玄関から入ってすぐ目の前が図書室なので、理想的でした。あいている教室などを利用して、環境をもう一度見直すべきだと思いますが、この点、お伺いします。

3点目ですが、図書室に本を置いているのでしょうか。

学校指導要領に、新聞を使った言語活動が盛り込まれたことなどを受け、新聞を置いている学校がふえています。学校の図書室に新聞は置いていますか。

この3点について、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 議員御質問の学校図書室のあり方について、最初に、「読み聞かせに携わる人の育成」ということについて、答弁をさせていただきます。

市内各小学校には、「読み聞かせ」活動を行うボランティアグループ・団体が6グループのほか、地域共育コミュニティ登録のボランティアなどがかわっており、その大多数が50代から60代の女性で、地域共育コミュニティ登録者では、男性は60代から70代の方が数名活動されているのが現状でございます。

また、保護者や高校生の「読み聞かせボランティア」が入ってくれております学校もあり、各学校により週1回、月1回等、さまざまな形態がございまして、高校生にあっては、年に1回15名程度でお手伝いをいただいているところでございます。

次に、学校における図書室の環境についてでございますけれども、蔵書数につきましては、学校の規模により開きがございまして、小・中学校とも多いところで1万冊、小規模校では5,000冊程度の学校もあります。学校では、子どもたちが読書に親しめるようさまざまな工夫を凝らした取り組みを行っており、担任が図書室で読み聞かせやブックトークをするといった取り組みに加え、図書委員が毎月お勧めの本の紹介本を書き、各教室の黒板前に展示・貸し出しをしたり、読書キャンペーン月間をつくって独自の目標冊数を決め、たくさん本を借りた児童を表彰をするなどさまざまな工夫をし、子どもたちが目標を持って取り組み、達成感が味わえる取り組みを実践しております。

一方、市発行の「家読のすすめ」をはじめとして、保護者への啓発も行っており、「ふ

れあい読書週間」を設け、親子で読書をしたり、読み聞かせをしてもらうよう呼びかけて感想を書いてもらい、学校新聞や学級便りなどで紹介をするなど、各学校で読書量をふやす取り組みに積極的に取り組んでおります。

今後は、さらに子どもたちの読書意欲が醸成するよう、多彩な取り組みを実践するよう指導をしてまいります。

次に、学校司書につきましては、学校図書館法の改正により、本年4月1日から、「学校図書館の運営改善及び向上を図り、児童または生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めなければならない」と、努力義務として規定されておりますが、財政的な負担が非常に大きいと考えられます。紀の川市内の小・中学校で配置を予定しているところは、今のところございません。

また、学校において、図書の専門的な知識の必要な折には、市立図書館の図書館司書を派遣するなど、学校と図書館が連携して、子どもたちの読書離れに歯どめをかけるべく取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、図書室に新聞の配置をしてはどうかという質問につきましては、市内小・中学校の中には、「こども新聞」を購入して、廊下の掲示板等に掲示し、子どもたちの目に触れやすいような工夫している学校もありますが、いわゆる「新聞」を購入している学校はございません。

しかし、授業の中で必要に応じて教師が新聞記事やコラムなどを利用し、児童・生徒への教材として扱うことで、時事や児童に必要な知識や情報を年齢に応じて読み解く機会を与えることができ、みずから新聞に親しむきっかけづくりと読解力の向上が可能と考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） ただいま教育部長から御答弁をいただきましたが、1点目の読み聞かせに携わる方々の養成講座を開催してはどうでしょうか。紀の川市も、団塊の世代の元気な方々がたくさんおられます。ぜひとも、女性も男性にも携わっていただき、青少年の豊かな情操を育てていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

2点目の学校司書の配置状況ですが、先般、文部科学省の調査、これは全国の小・中・高、約3万9,000校調べましたところ、子どもの読書指導などにあたる専門職員、学校司書が配置されてる小学校・中学校の割合が、小学校では54.3%、約1万1,000校、前回の調査2012年ですが、6.3ポイント増加しています。中学校では53%、約5,500校、前回調査の4.7ポイント増加しています。財政的に厳しいと思いますが、長い目で見て、学校司書を配置すべきだと思います。

活字離れということが言われ始めて半世紀たっていますが、きっかけによって本が読みたくなる時期もあります。本市は、「生涯学習のまち紀の川市」を宣言し、「学ぶ・結ぶ・育む」をスローガンに、生涯学習の推進を進めています。未来ある子どもたちに、ぜ

ひとも図書室の環境と学校司書の配置をしていただきたいと思います。最後に、教育長のお考えをお伺いします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） それでは、議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目のボランティアの養成講座といたしますか、養成につきましての質問であったかと思いますが、先ほど答弁をさせていただきました地域教育コミュニティ事業につきまして、現在平成20年度に桃山地区でスタートいたしまして、那賀・粉河と今拡大をいたしてございますので、それを全市的に拡大する取り組みの中で、読み聞かせに従事いただく、先ほど申し上げました男性ボランティアの登録等について積極的な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

それから、2点目の図書の環境づくりにつきましては、ほとんどの学校図書室につきましては、皆が集いやすいように学校の中心に配置するよう設計されておりますけれども、全ての学校がそういう環境になっていないことも事実でございます。

子どもたちにもっと図書になじんでいただくためには、子どもたちに本のおもしろさや本に親しめるような機会を数多くつくる必要がございますので、先ほど議員がお示しいただいたような取り組みなどを参考にさせていただきまして、それぞれの学校が独自の知恵を出して工夫を行うことで、位置的な条件をソフト面で補完し、子どもの図書離れの改善につなげていくことが重要であると考えてございます。

それから、司書の配置でございますけれども、先ほどの答弁でも申させていただきましたけれども、財政的な負担が非常に大きいと考えられておりますので、今後財政当局等々と協議をしながら研究を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（高田英亮君） 教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） それでは、私のほうから、学校図書館は子どもたちがたくさんの本と出会い、創造力豊かな心育むとともに、調べ学習などの自発的な学習活動を行う重要な場と捉えております。

また、読書と学力には相関関係がありますので、各学校においては図書の授業、いわゆる教育課程に位置づけられた1時間を大事に指導するようということで、各学校には話をしております。

また、図書館だけでなく、例えば、各教室や廊下のベンチ近くなどに書架を置き、ミニ図書館のように、いわば子どもを図書館に近づけるとともに、子どもに本を近づけるという二面を持った学校になるようにというふうに示しております。御理解賜りたいと思います。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔大谷議員「ありません」という〕

○議長（高田英亮君） 次に、災害時における通電火災の防止についての質問をどうぞ。

○6番（大谷さつき君）（質問席） 次に、災害時における通電火災の防止についてですが、大震災時の火災は電気による割合が大きいと指摘されています。内閣府などの資料によりますと、電気火災では1995年の阪神・淡路大震災では約61%、2011年の東日本大震災では約65%、これは津波による出火や原因不明を除きますが、このように意外と電気による火災が多いようです。

地震のときに電気ストーブや電気こんろ、観賞用ヒーターなど熱を発する器具が家屋の倒壊や機器の転倒・落下・損壊などにより可燃物と接触する状況となり、火災に至るようなケースです。電熱器具は、一般的に人がいる状態で使われる場合が多く、地震発生直後に機器のスイッチを切る、コンセントからプラグを抜く、避難するときにブレーカーを切るなど、火災発生をある程度防ぐことはできます。

しかしながら、混乱している状態でこのような措置がされていない場合、あるいは停電となったためこういった処置をせずに避難し、送電再開される場合に火災が発生することがあります。このようなケースが通電火災です。

防止策の一つに、地震の揺れを感知し、自動的に電気を遮断する装置に感震ブレーカーというものがあります。政府は、首都直下地震緊急対策推進基本計画、ことし3月に閣議決定しましたが、木造住宅の密集市街地における感震ブレーカーの普及率を今後10年間で25%とする目標を掲げました。大規模地震時の火災防止策として、注目されています。二次災害を減らすため、紀の川市の生命・財産を守るためにも、感震ブレーカー設置への補助制度を考えてみてはどうでしょうか。

1回目の質問とさせていただきます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 上山和彦君。

○危機管理部長（上山和彦君）（登壇） 大谷議員の御質問にお答えいたします。

大正12年の関東大震災では、かまどやしちりん等からの火災、また、昭和39年の新潟地震以降は、ガス・石油機器関係の出火が多く見られ、ただいま議員からお話もありましたように、阪神・淡路大震災では、総出火件数のうち電気に起因する火災が61%を占め、その内訳で、電熱器が50%、電気配線・配線器具が29%、電気機器・装置が20%という研究報告がございます。同様に、東日本大震災においても、電気に起因する火災は66%であったと推測されてございます。

この通電火災を防ぐ効果的な対策といたしましては、通電を遮断することであると考えます。しかしながら、先ほど議員お説のとおり、居住者による対応が難しい場合が多く、例えば、地震による揺れる直後に家庭内の各電気器具の安全確認を十分に行うことができずに出火する場合や、地震直後に大規模な停電が発生し、家庭内の各電気器具の安全確認を十分に行えない状態で、復電後に出火する場合、そもそも不在時に地震が発生し出火す

る場合などが考えられます。

このような状況に対して、地震時、一定以上の揺れを感知した場合、自動的に通電を遮断する感震ブレーカー等は非常に有効な手段であると考えます。

しかし、阪神・淡路大震災以降、火災の専門家などから、その有効性を指摘しているにもかかわらず、内閣府の世論調査、平成25年12月に実施されています調査では、約6.6%の普及率にとどまっています。

その理由といたしましては、分電盤に設置するタイプは比較的高額であることから、費用負担への抵抗感、また夜間の地震発生や医療器具の使用などから通電遮断への抵抗感、特に周知不足が最大の原因ではないかと考えます。

今後は、自主防災組織や婦人防火クラブなどの訓練・研修会、また広報や市のホームページなどを通じ、大規模地震時の通電遮断の必要性や対応策について、周知を図ってまいりたいと思います。

次に、感震ブレーカー設置への補助制度でございますが、現在、横浜市で木造住宅が密集し、火災が発生した場合、延焼が危惧される地域を対象に、分電盤タイプの設置に対して補助が行われてございます。

感震ブレーカーについては、震度5強以上の地震を感知したら、3分後にブレーカーを落とすなどの機能を持った分電盤タイプで、種類により3万円から8万円程度、震度5強以上の地震を感知したら、そのコンセントからの通電をストップするコンセントタイプで5,000円程度、揺れによる重りの落下や感震センサーと連動したバネの作用により分電盤のスイッチを操作し、電気をとめる簡易タイプで3,000～4,000円程度などのいろいろな種類がございます。

紀の川市といたしましても、先ほども述べましたように、まず市民の方々に必要性やその種類などについて知識を深めてもらうよう周知を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） ただいま担当部長から御答弁をいただきましたが、安心・安全なまちづくりを目指し、本市も感震ブレーカー設置への補助制度を、先ほども横浜市の補助制度も言うておりましたが、木造住宅が密集する地域を対象に、設置費用のうち、分電盤製品は3分の2補助するとか、またコンセント製品は2分の1をそれぞれ補助して、先進的に取り組むべきだと思います。この点について、再度部長より前向きの御答弁をお伺いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 上山和彦君。

○危機管理部長（上山和彦君）（自席） 大谷議員の再質問にお答えします。

昨年10月に和歌山県が、「東海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフ巨大地震

震」による被害想定を公表しました。南海トラフ巨大地震が発生し、最悪の場合、紀の川市では最大震度6強、死者53人、全・半壊棟数6,200棟、焼失棟数64棟と想定されてございます。この火災の中には、通電火災が含まれるものと考えてございます。

感震ブレーカー等を設置することで未然に防げるものもありますが、これだけでは防げないものも当然ございます。ブレーカーの種類は、非常に多種多様に及びます。補助制度の創設については、国や各自治体の動向を注視しながら検討を進める必要がありますが、まず機会ごとに通電火災の認識を深めていただくよう周知してまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔大谷議員「ありません」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、大谷さつき君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、4番 中尾太久也君の一般質問を許可します。

中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、通告に従い、質問いたします。

質問の内容ですが、災害対策や災害に強いまちづくりについてであります。

今も危機管理部長が発言しましたとおり、近い将来発生すると予測されています東海・東南海・南海地震をはじめ、大水害による大規模な浸水被害や土砂崩れ、ため池の決壊等の発生であります。

これらの災害発生時に対応する防災力の向上や減災の取り組みについて、本年4月からさらに安全・安心なまちづくりの実現に向けて、総務部から危機管理部門と交通防犯部門が独立して、新たに創設された危機管理部における災害等発生時の対応についてであります。

一つの部署となっておりますが、この市役所内の関係部署の連携や各種団体等への要請の伝達方法、市民との協働体制について、また情報の共有を図るための積極的な情報公開、特に障害をお持ちの方や高齢者のひとり暮らし、高齢者世帯等を対象とした災害時要援護者、市でも実施しております災害時要援護者対策事業として災害時要援護者避難システムという登録制度があります。現時点では、1,200名程度登録されておると聞いております。

この方々にとっては、一般の避難所では生活が難しく、配慮が必要な障害者や高齢者、妊婦などが生活できる施設で、バリアフリー化された福祉避難所などの確保はどうなっておりますか。お伺いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 上山和彦君。

○危機管理部長（上山和彦君）（登壇） 中尾議員の御質問にお答えします。

一つ目の災害発生時の対応について、市役所内の関係部署の連携や各種団体等への伝達方法でございますが、まず職員の連携につきましては、紀の川市職員初動マニュアル及び紀の川市職員防災時活動マニュアルを作成してございまして、これらマニュアルに基づき行動する体制をとってございます。

例えば、地震が発生し、紀の川市で震度4を記録したとき、また緊急地震速報が発表されたとき、また大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発表されたときなどは、自動的に警戒体制1号を発動するよう定め、連絡なしで全部長、次長のほか、あらかじめ定めてございます関係部署の職員が発庁する体制をとってございます。

そして、災害の状況、あるいは災害予想の状況に応じ、警戒体制2号、配備体制1号、配備体制2号と発動します。ちなみに配備体制1号を発動しますと、災害対策本部を設置、また地震が発生し、紀の川市で震度5強以上を記録したときは、大きな災害が想定されますので、即配備体制2号発動となり、この場合も連絡なしに全職員が初動マニュアルに従い、所属の勤務先に登庁します。

また、各種団体等への協力要請等の伝達方法につきましても、特別職、部長及び消防団長で構成する災害対策本部の指示に従い、例えば、本部の運営の総合調整並びに那賀消防本部、消防団等は危機管理部、県、他市町村は企画部、区長会は地域振興部、社会福祉協議会、那賀医師会等は保健福祉部などあらかじめマニュアルで定めた担当部署がそれぞれ連絡調整にあたります。

二つ目の市民との協力体制についてでございますが、大きな災害ほど行政、消防団で各種団体の協力をいただいても対処は不可能ですので、特に地震など予期せぬ災害発生時に、まず市民の方々に自分の住まいのどこが最も安全か、短い時間でまずどう行動しなければならないかなど、まず「自分の身は自分で守る」という自助意識や隣近所、地域における助け合い等の共助が災害による犠牲を最小限にする最も有効な手段でございます。

住民一人一人がみずから行う防災活動、自主防災組織による地域防災力の充実強化が非常に重要であると位置づけし、現在118組織、約6割の自治区で自主防災組織を設立し、活動していただいているところでございますが、大切な命や財産を守る安全な地域づくりを目指して、引き続き未設立地区にあっては、設立のお願い、既に設立されている組織にあっては、研修、訓練等継続的かつ積極的な活動をお願いしているところでございます。

三つ目に、情報の共有を図るための積極的な情報公開、特に災害時要援護者に対する避難方法や避難所のあり方についてでございますが、保健福祉部で作成管理してございます災害時要援護者リストにつきましては、非常にデリケートな個人情報でございますので、現在、自治区長及び民生委員、各支所、そして危機管理部への情報公開にとどめている状況でございます。

災害が予想される場合、あるいは災害が発生した場合は、自治区長さんや民生委員さんの御協力をお願いし、高齢介護課の職員を中心に市職員が安否確認、搬送にあたることに

なりますが、災害の地域、度合いにより、消防団をはじめ地区住民の方々の御協力が不可欠になってまいります。

また、避難所では、避難所運営マニュアルに基づき、特に要援護者の支援につきましては、避難所の生活は一般の避難者以上の負担を受けるので、環境のよい場所に受け入れるようにできるだけ配慮をし、また避難者の障害の程度や体力及び症状などの状況を判断し、避難所での生活が困難な方については、市内16施設で協定を締結しています社会福祉施設や病院への移送も検討し要請を行います。なお、御質問の福祉避難所については、現在市では設置いたしてございません。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） ただいま答弁いただきましたが、マニュアルどおりスムーズに災害対策対応ができるのかということです。いろいろな各種団体等があるというふうに申しておりますが、各種団体等や災害協定を締結している企業、団体約20団体等があると聞いております。果たして、一たび災害が起これば、そのマニュアルが役に立つのかどうか。また、避難所の運営がマニュアルどおり進むのかであります。

実際に、訓練なりしたことがないと思います。だから、自分たちが机上で頭の中で描いてるものが果たして発揮できていくのかどうかということになります。また、それを住民に対して周知できるのか。あるいは避難場所がここであるというふうなことで、住民の皆様には避難マップ等が出ておりますけども、「聞かせてもらったらあるけどなあ、果たしてそこまでようたどり着くかいな」とかいう、災害弱者という人がかなりいておると思います。今、言わせてもらたけども、要援護者の1,200人もいてると、この人たちに対して、まず先に手を差し伸べられるのかというふうなことであります。

それと、また自主防災組織未設置地域ということで、紀の川市には約200の自治体がございますが、6割というふうな感じで118組織、あとの約40%が未設立地域になっております。この60%の自治体を見てみると、平野部にかなり多い、人が集まっているところに組織自体ができております。そしてまた、中山間部、山手とか限界集落と言われるところに限っては、自分たちの力が弱いのか、組織力がないのかわかりませんが、未設立地域になっておるといようなことで、調べさせていただきました。

もし、災害が起これば、山崩れ、またため池の決壊等が起こった場合には、やっぱり中山間の方にリスクが多くなっていくと。そこにまだ、その自主防災組織がつくられていないので、果たしてつくれるだけの力がないというふうな感じで捉えております。その辺に対して、行政のお助けできるようなことがないのか。また、その地域住民によって、その地域地域でなしに、近くの地域でも手を差し伸べられるようなことで、地域のコミュニティというんか、そういう地域力を生かせないのかということで、御質問いたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 上山和彦君。

○危機管理部長（上山和彦君）（自席） 再質問にお答えいたします。

まず、マニュアルどおりスムーズに災害対応、また避難所の運営ができるのかについてでございますが、大雨による浸水、池の決壊危機等土砂災害など過去に災害を経験していますが、地震、川の氾濫等の大規模災害は幸いにも未経験の状況でございますので、まず、市職員がパニックに陥らず、スムーズに対処できるように、防災の基礎知識の習得をはじめ、対策本部通信訓練、避難所運営訓練、組み立てトイレのつくり方、土のうのつくり方・積み方など、メニューを凝らしながら毎年職員防災訓練を実施しているところでございますが、それに加えまして毎年実施してございます総合防災訓練をはじめ、各種団体等に参加いただく訓練等をさらに継続的に実施し、防災意識の習得に努めてまいりたいと思います。

次に、自主防災組織未設立地域についてどう対処していくかとの御質問でございますが、先ほども申し上げましたが、まず「自分の身は自分で守る」という自助の意識づけ、住民一人一人が災害を正しく恐れて、正しく備えていただくよう広報紙・ホームページなどあらゆる手段で全市民にこれも継続的な啓発に努め、その重要性を訴えるとともに、さらに意識高揚を図るためにも未設立地域へ理解を求め、これは今申し上げましたように、住民一人一人が災害を正しく恐れて正しく備えるという意味から、その地域の人数に限らず、自主防災の意識を高めていただくため、自主防災組織の設立のお願いに努めてまいる所存でございます。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 再々質問であります。先ほど部長が言われました配備体制1号を発動しますと、災害対策本部を設置、また地震が発生した震度5以上を記録したときも同じく、災害対策本部を設置すると答弁ございました。この紀の川市災害対策本部長は市長になっておるとお伺いしております。災害本部長でもあります市長にお伺いいたします。

災害対策本部を本庁舎3階に設置するとなっておりますが、各種団体等や災害協定を締結している企業・団体が、いざ災害が起こってから迅速に対処できるのかという不安もあります。仮設において対策本部を3階につくった、でもそのときに時間的な余裕はない、すぐに災害対策に対応しなければならない。そんなときに、いろんな人が集まってきてくれて、協力体制というものをつくっていくということが前提になっておると思いますけども、そういう災害にも速やかに対応できるように防災訓練の実施とか、仮に対策本部を立ち上げてどういうふうな順序立てで被害を最小限に食い止めるのかというふうなことで、発生時の対応について迅速に取り組んでいけるように、そういう実践的な訓練に取り組んでみたらどうでしょうかと思います。

また、一般市民の方においても、対策本部ができて、どういうふうな指示伝達があるのかというふうな大規模な模擬訓練なりをして、協働体制に入れるような組織づくりを考えていただけたらと思いますが、本部長になられる市長にお伺いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中尾議員の御質問、災害等々における緊急時の体制についてということですが、災害もいろいろあるわけで、私も本庁舎3階へ来れるか来れないかわからんような災害も起こるかわからない。家におってですよ。市役所で勤務しているときに起こったら、そら市役所におりますけれども。そういうことで、まずは市民みんなが、自分の身はまず自分で守っていこうという、その意識を高めてもらうということが一番大事ではないかと。

それと、市としては、いろいろな大雨とか、台風とか、地震とか、どんな災害が起こるかわかりませんが、最小限に抑えられるべく学校の建てかえ等々も10年間やってきましたけれども、最小限に食い止められるようなまちづくりをしていかなきゃならん。それと同時に、毎年行っておる防災訓練、一人でも多くの皆さん方に参加をしていただく、もちろんいろいろな技術、研修等々受けてもらうのが大事ですが、災害に対する意識の高揚、これも大事ではないかなと、そう思っております。

そういうことで、私が災害対策本部長、災害が起こってからそれを災害が起こってないのに本部長というわけにはいかんわけで、もし起こった場合には本部長になるということになるわけですが、同じことを繰り返しますが、最小限に食い止められるようなまちづくりをしていくことがまず大事ではないかなと、そう思っておりますし、いろいろなマニュアル等々、市民にもお知らせしておりますけれども、スムーズにいけるように努力する、少しでも早くね。そういうことをこれから心がけていくと同時に、いろいろな毎年行われております防災訓練にそのことも生かせるような、そういうことを重ねていく必要があるんじゃないかと、そのように思っております。

○議長（高田英亮君） 以上で、中尾太久也君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、1番 並松八重君の一般質問を許可します。

並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） ただいま議長より許可を得ましたので、通告に従い、一般質問いたします。

子ども・子育て支援新制度について、お聞きしたいと思います。

国の少子化対策として、本年4月から本格的な運用が始まった地域子ども・子育て支援事業の一つである利用者支援事業として、妊娠・出産・包括支援事業が実施されています。価値観の変化や結婚時期の分散など、婚姻率も下がり、男女とも初婚年齢が上がる晩婚化が進んでいます。晩婚化は少子化の一因となり、出産時における女性への負担を重いもの

としています。

日本の人口統計上の指標で、一人の女性が生涯に生む子どもの平均数を示す合計特殊出生率は、戦後の第1次ベビーブーム時は4.5以上あったのが、1975年には1.91、2012年には1.41にまで下がっています。ちなみに2012年の本市の出生率は1.18でした。

そこで、婚活事業にも取り組み、支援が必要な家庭を含め、全ての家庭において安心して出産・子育てができるまちづくりを推進されている本市の取り組みについて、3点お尋ねしたいと思います。

1点目は、産前ケアとして、妊娠・出産までの支援内容です。

初めての妊娠・出産は、不安と喜びをととても強く感じるものです。核家族化が進み、近隣との近所づき合いも少ない中、頼みの夫も仕事が忙しかったり、手伝ってもらえる状況にない場合もあります。妊婦の体の変化を知り、心にも体にも寄り添いながら、本当に必要とされる支援が適切に提供されているのでしょうか。

2点目として、産後ケアの支援内容です。

出産後の母子に対する支援の内容について、お聞きしたいと思います。

出産後6週間程度は産じょく期と呼ばれ、妊娠、出産によって疲労し変化した体の回復のため、できるだけ体を休めることが必要な時期です。里帰り出産ができる場合はまだよいのですが、出産後は体のホルモンバランスが崩れることもあって、精神的に不安定になる人が多く見られます。出産後、母親が愛され、やさしく扱わなければ子どもにも愛情を注ぐことはできないでしょう。大切な時期となります。産後の母親と乳児の心と体の健康を守るために、本市が進められている「赤ちゃん訪問事業」は、どのような体制、内容で実施されていますか。

3点目として、病児・病後児保育の取り組みについてです。

現在、本市では、ゼロ歳児から5歳児まで受け入れ、保育事業を行っていますが、子どもが病気になれば保育所は預かれません。本来子どもが病気になれば、母親が仕事を休んでも大丈夫な社会をつくっていくことが必要なのですが、特に急な子どもの病気に対して仕事を休むこともままならず、かわりに子どもを見てくれる人がいない現実の中で、仕事をやめざるを得ないのです。

働く女性が、第1子を出産した後に仕事をやめる割合は、約6割に上ります。女性の活躍で経済に好影響が期待されることを踏まえて、乳幼児健康支援一時預かり事業の一環として、医療機関と併設した施設で、病児・病後児保育を実施している自治体もあります。本市は、病児・病後児保育の受け入れ体制はできているのでしょうか。

以上、3点について答弁を求めます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、並松議員の一般質問にお答えさせて

いただきます。

国では、今回の「子ども・子育て新制度」のもと、子育て支援の利用者支援事業実施要綱を県に通知し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の整備実現に向けた母子保健型の施策を打ち出されたところでございます。

まず、最初の質問でございますが、産前ケアとして、平成19年度から妊娠届け出窓口の一元化を図り、母子手帳の交付には保健師や看護師など専門職種の者が対応するようにし、また平成25年度から妊娠時の気持ちや不安に思っていること、支援者の有無などを確認できるアンケートを実施しています。平成26年度では、このアンケートにより436人の妊娠届に対し、ハイリスク妊婦が94人、約5人に1人が支援の必要な妊婦がいることを把握したところでございます。

また、医療負担の軽減のため、妊婦健康診査時の受診券の助成、さらに妊娠期を快適に過ごしていただけるように、栄養士、助産師、歯科衛生士を講師に招いて妊婦教室を開設しているところでございます。

次に、産後における母子保健サービスとして、保健師、助産師の家庭訪問をはじめ、議員の御質問にもありました母子保健推進員による赤ちゃん訪問を行い、必ず支援者の有無、かかりつけ医の確認、母子の健康状態など把握に努め、必要であれば関係機関につなげているところでございます。

さらに、4か月、7か月、1歳、1歳8か月等発達の筋目に合わせた健診や相談を行い、未受診児の把握、予防接種未接種者の把握に努め、療育の必要な場合は関係機関と連携してケアを行っているところでございます。

今後は、妊娠届け出時の妊婦面談をさらに充実させ、支援者がいない妊婦、経済的に困窮している妊婦、若年妊婦等の把握に努め、支援が必要な妊婦については、出産後のケアや子育てなど包括的な支援につなげていけるよう努めてまいります。

次に、病児保育・病後児保育の取り組みでございしますが、ただいま議員の指摘がございました病院との連携による施設の確保や保育所内での病児・病後児保育は、実際行っておりませんが、平成24年度から岩出市と共同で設置しています「いわで・きのかわファミリーサポートセンター」において、その必要な方の対応を行っているところでございます。

このセンターは、保育士、看護師などの資格を持ったスタッフが養成講座を受講し、子どもが病気のときの預かりもできる仕組みとなつてございます。保育所での急な発熱にも保護者の代理としてお迎えや受診ができますし、その後の預かりも可能なところでございます。現在、このセンターの利用は少ないですが、今後利用状況を見ながら、センターにおいて病児保育に対応できるよう会員数を拡充するとともに、利用者への周知を図ってまいりたいと考えていますので、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） ただいま担当部長より答弁をいただきましたが、再質

問いたします。

産前ケアとして妊婦にアンケート実施をされ、支援の必要な妊婦を把握された後の対応はどのように進められているのでしょうか。

また、妊婦教室の開設の中には、夫が参加する教室もあるのでしょうか。

近年、児童虐待の背景には、望まない妊娠や経済的な困窮、産後うつなど、さまざまな理由があります。母親が育児不安や孤独感を持たないようにするためには、夫が妊婦に寄り添い、積極的に育児に協力していくことが必要になっています。

ある自治体では、経済支援として独自で不妊治療費を全額補助をし、子どもを生み育てやすい環境をつくり、定住促進につなげようとしています。また、産後ケアとしては、母親の育児不安や負担を支援できるよう、生後4カ月未満の乳児とその母親に対して、助産院への1泊2日から6泊7日の宿泊型と助産師が自宅を訪れる訪問型の支援を充実させ、大きな不安を抱えた育児ママから育児に対する前向きな声が聞かれるようになった自治体の取り組みもあります。

本市も、母子保健推進員による赤ちゃん訪問をされていますが、生後4カ月未満の乳児のいる家庭への全戸訪問は既にされていることだと思いますが、1戸の家庭に対して何回ぐらいの訪問ができているのでしょうか。

少子化に歯どめをかけ、妊娠・出産・育児の多様なニーズに応え、切れ目なく支援を行うことを目的とした子育て支援新制度を十分活用し、本市独自で小児科医、看護師、助産師、保健師、保育士、母子保健推進員と連携した地域子育て支援拠点として、全ての子育て家庭が安心して子育ての相談や親子同士の交流ができる施設を早急に整備し、設ける必要があるのではないのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） 並松議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1点、産後ケアのフォローですけれども、一応紀の川市としては子育て支援センターの2カ所設置してございます。そこにおいては、育児に不安のある方、いろいろその中で読み聞かせや物をつくる遊びなど行ってるわけなんですけれども、そこで子育てに関する不安や悩みの相談等を行って、産後ケアの対応を行っているところでございます。

この子ども支援センターも含めまして、その委託先であります、2カ所委託してるわけなんですけれども、ゼロ歳児を扱っている赤ちゃん広場、それとあわせて1・2歳児対象の子育て教室、これも年間9回以上実施しているところではございますので、そのあたりに積極的に参加していただく体制づくりの中で、この産後ケアを十分にやってきたいと、そのように考えているところでございます。

それともう一点、妊婦教室に男性の方がおられる教室があるかという御質問ですが、まことに申しわけないんですけれども、基本的にその妊婦教室は女性を対象にしておりますが、物によっては男性も一緒にできる場合もございますので、再度またうちのほうの健康

推進課と調整させていただきますので、できるだけそういう必要性はあると思いますので、御理解願いたいなと、そのように思います。

それと、赤ちゃん訪問に関してですけども、一応全数赤ちゃん訪問ゼロ歳児の母子保健推進員の方については、全て回っていただけてます。基本的には、1回をベースに回ってるんですけども、ただ支援の必要な子どもの場合は、保健師とあわせて母子保健とうちの保健師と連携しながら、数回その後のケアを確認しながら対応していかないけませんので、その期間を見ながら、時期を見ながら対応している現状でございます。一応、再質問等、以上でよろしいですか。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔並松議員「ありません」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、並松八重君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了をいたしました。

これをもって散会します。

なお、議案精査のため、あすは休会とし、26日、金曜日、午前9時30分より再開いたします。

御苦労さまでした。

（散会 午後 2時03分）